

構造上耐震性に問題のある住宅からの退去者に対する県営住宅目的外使用の許可に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、構造上耐震性に問題のある住宅からの退去者（以下「退去者」という。）の安全と居住の安定を確保するため、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく目的外使用許可（以下「使用許可」という。）により県営住宅を使用させることについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「構造上耐震性に問題のある住宅」とは、次のいずれかに該当する共同住宅をいう。

- (1) 建築基準法に基づく構造計算書の偽造により建築されたもの。
- (2) 不適切な工学的判断により作成された構造計算書により建築され、その事実が官公署において確認されたもの。
- (3) 構造耐力上の不適格なもの。

2 県営住宅とは、熊本県営住宅条例第2条第1号又は第5号に規定される県営住宅又は県営改良住宅をいう。

(入居者の資格)

第3条 知事は、次の各号のいずれかに掲げる条件を具備する者で、移転先住宅の確保が困難で、県営住宅へ入居を希望する者に対して、使用許可をすることができる。

- (1) 熊本県内の構造上耐震性に問題のある住宅に現に居住する者で、その事実を売買契約書及び住民票の写し等で確認できる者
- (2) 熊本県内の構造上耐震性に問題のある住宅に現に居住する予定の者で、その事実を売買契約書等で確認できる者

(使用許可の期間)

第4条 使用許可の期間は1年以内とする。ただし、構造上耐震性に問題のある住宅の改修が完了するまでは、その住宅への入居が可能となる日まで延長することができる。

(関係機関との協議)

第5条 建築課長は、原則として退去者から県営住宅の使用の希望があった場合、その希望状況を別記様式第1号にとりまとめ、県営住宅の使用許可の必要性及び妥当性について意見を付して住宅課長に報告するものとする。

(使用料)

第6条 使用料は、公営住宅法施行令第2条に基づいて算定した使用料相当額とし、月額使用料を知事の定める納期限までに、知事の発行する納入通知書により納入するものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、熊本県営住宅条例第12条の規定に準じ、使用料の減額又は免除をすることができる。

(申請の手続き)

第7条 県営住宅の使用許可を申請しようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。知事は、第3条の規定を満たし、県営住宅の管理上支障がないと認める場合には、その使用を許可しなければならない。

- (1) 県営住宅目的外使用許可申請書(別記様式第2号)
- (2) 入居しようとする者全員の住民票の写し(続柄のわかるもの)
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、使用許可を行ったときは、県営住宅目的外使用許可書(別記様式第3号)により使用許可申請者に通知しなければならない。

3 住宅課長は、知事が使用許可を行い、前項に基づき使用許可申請者に通知したときは、その旨を速やかに別記様式第4号により建築課長に通知しなければならない。

(事前説明)

第8条 住宅課長及び建築課長は、使用しようとする県営住宅の自治会等へ事前に説明会を実施する等、事業に対する理解を得るよう努めなければならない。

(許可条件)

第9条 知事は、使用許可を行う場合に次の条件を付するものとする。

- (1) 使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、団地内の住民と良好な関係を維持できるよう努めなければならない。
- (2) 使用者は、善良なる管理者の注意をもって使用の許可を受けた県営住宅を使用しなければならない。
- (3) 使用者は、知事から県営住宅の使用の状況の報告を求められたときは、直ちに報告しなければならない。
- (4) 使用者は、県営住宅目的外使用許可申請の内容に変更が生じたときは、速やかに知事に報告しなければならない。
- (5) 使用者は、使用の許可を受けた県営住宅を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- (6) 使用者は、住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状の復

旧が容易で、知事の承認を得たときは、この限りではない。

- (7) 使用者は、県営住宅の入居のときに申請した親族以外の者を同居させようとするときは、別記第5号様式により県営住宅目的外使用許可変更申請を行い、知事の承認を受けなければならない。
- (8) 住宅を使用し始めるとき及び明け渡すときのいずれにおいても、その移転にかかる費用については、その一切を使用者の負担とし、県はこれを負担しない。
- (9) 住宅を明け渡す際、模様替等に係る原状復旧、毀損・汚損した場合の原状回復及び畳表・襖張り替えなど自然損耗に係る費用については、使用者がこれを負担しなければならない。
- (10) 知事は、使用者が使用許可の条件に違反したとき、又は県営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるときは、使用者に対する使用許可を取り消すことができる。
- (11) 使用許可を取り消した場合において、使用者に損失が生じても県はその損失を補償しない。
- (12) 使用許可を受けた県営住宅について支出した有益費その他の費用については、県に請求することはできない。
- (13) 本条件に関し疑義があるとき、その他使用許可を受けた県営住宅の使用について疑義が生じたときは、すべて知事の決定するところによるものとする。

(退去)

第10条 使用許可により許可された住宅を退去しようとする者は、退去する1か月前までに知事に県営住宅明渡届を提出し、当該住宅の検査を受けなければならない。

(その他)

第11条 知事は、この要領に定めるもののほか、使用許可に関して必要な事項は、別に定めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成18年12月25日から施行する。

別記様式第1号

第 号
年 月 日

住 宅 課 長 様

建 築 課 長

構造上耐震性に問題のある住宅からの退去者における県営住宅の目的外
使用許可希望者について（報告）

このことについて、下記のとおり県営住宅の目的外使用許可希望者を把握しました
ので、意見を付して報告します。

記

希望者氏名	生年月日	勤 務 先	家族数	意 見

別記様式第2号

県営住宅目的外使用許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者住所
氏名

印

下記のとおり県営住宅を目的外使用したいので、申請します。

記

1 使用許可を申請する県営住宅

団地名	棟、号	備考

2 使用許可を申請する目的

使用目的	構造上耐震性に問題があるとされた住宅改修に伴う仮住居の確保のため。
------	-----------------------------------

3 使用許可により県営住宅に入居する者

氏名	生年月日	続柄	性別	勤務先又は学校名

4 使用許可の期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 使用料減免の希望

減免の希望	有 ・ 無
減免を希望する理由	

6 添付書類

- (1) 当該県営住宅に入居しようとする者の住民票
- (2) 当該県営住宅に入居しようとする者の所得証明書、及び続柄を証明する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

使用者住所
氏名

年 月 日付けで申請のありました県営住宅の使用については、地方自治法第238条の4第4項により次の条件を付して許可します。

年 月 日

熊本県知事

(使用を許可した県営住宅の表示)

第1条 使用を許可する県営住宅は、次のとおりとする。

- (1) 所在地
- (2) 団地名 団地 棟 号
- (3) 住戸専用面積

(使用できる者)

第2条 県営住宅目的外使用許可申請書に記載されている者

(指定する用途)

第3条 使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、前条の県営住宅を住宅の用に供しなければならない。

(使用許可の期間)

第4条 使用を許可する期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、翌年度も継続して使用しようとする場合は、2月末までに申請手続を完了するものとする。

(使用料)

第5条 使用料は、円とし、知事の指定する納期限までに月額使用料を、知事の発行する納入通知書により納入するものとする。

(許可条件)

第6条 使用者は、次に掲げる条件を守らなければならない。

- (1) 使用者は、団地内の住民と良好な関係を維持できるよう努めなければならない。
- (2) 使用者は、善良なる管理者の注意をもって使用の許可を受けた県営住宅を使用しなければならない。
- (3) 使用者は、知事から県営住宅の使用の状況の報告を求められたときは、直ち

に報告しなければならない。

- (4) 使用者は、県営住宅目的外使用許可申請の内容に変更が生じたときは、速やかに知事に報告しなければならない。
- (5) 使用者は、使用の許可を受けた県営住宅を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- (6) 使用者は、住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状の復旧が容易である場合であって、知事の承認を得たときは、この限りではない。
- (7) 使用者は、県営住宅の入居のときに申請した親族以外の者を同居させるときは、別記第5号様式により承認申請を行い、知事の承認を受けなければならない。
- (8) 住宅を使用し始めるとき及び明け渡すときのいずれにおいても、その移転にかかる費用については、その一切を使用者の負担とし、県はこれを負担しない。
- (9) 住宅を明け渡す際、予め承諾を経て住宅の使用を変更した場合の原状復旧、毀損・汚損した場合の原状回復及び畳表・襖張り替えなど自然損耗にかかる費用については、使用者がこれを負担しなければならない。
- (10) 知事は、使用者が使用許可の条件に違反したとき、又は県営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるときは、使用者に対する使用許可を取り消すことができる。
- (11) 使用許可を取り消した場合において、使用者に損失が生じても県はその損失を補償しない。
- (12) 使用許可を受けた県営住宅について支出した有益費その他の費用については、県に請求することはできない。
- (13) 本条件に関し疑義があるとき、その他使用許可を受けた県営住宅の使用について疑義が生じたときは、すべて知事の決定するところによるものとする。

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てをした場合には、この処分の取消しの訴えはその異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第4号

住第 号
年 月 日

建 築 課 長 様

住 宅 課 長

県営住宅の構造上耐震性に問題のある住宅からの退去者に係る県営
住宅目的外使用許可について（通知）

このことについて、下記のとおり構造上耐震性に問題のある住宅からの退去者につ
いて県営住宅の目的外使用が許可されましたので通知いたします。

記

氏 名	県 営 団 地	入 居 開 始 日	月 額 使 用 料
	団地 棟 号	年 月 日	円
	団地 棟 号	年 月 日	円

別記様式第5号

県営住宅目的外使用許可変更申請書

年 月 日

熊本県知事

様

住 所

申請者 住宅名

団地

棟

号

氏 名

□

電 話

()

次のとおり同居に係る目的外使用の変更の許可を受けたいので、申請します。

変 更 後 の 状 況	(ふりがな) 氏 名	生年月日	続柄	備考	変 更 前 の 状 況	(ふりがな) 氏 名	生年月日	続柄	備考
	()						()		
()					()				
()					()				
()					()				
()					()				
()					()				
()					()				
()					()				
理 由									

- 備考1 申請者欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 入居者の所得証明書、及び続柄を証明する書類等を添付してください。